

文書館による資料所在確認調査について

—2020年度の調査結果—

三好 康太*

はじめに

1. 資料所在確認調査の概要
 - (1) 調査方法
 - (2) 調査計画
 - (3) 調査の流れ
 - (4) アンケート作成
2. 2020年度の資料所在確認調査の結果について
 - (1) 坂井郡の資料の状況
 - (2) 大野市の資料の状況
 - (3) 勝山市の資料の状況
 - (4) 大野郡の資料の状況
 - (5) 資料の散逸要因
3. 今後の展望と課題
 - (1) 新型コロナウイルスの影響
 - (2) 文書館内の体制
 - (3) 原本と目録の照合
 - (4) 今後の取組

はじめに

福井県文書館は2003年（平成15）2月に開館し、2020年（令和2）で開館から17年が経過した。この17年間、当館は県に関する歴史的な資料として重要な公文書や古文書、その他の記録を収集・保存し、県民の利用に供するとともに、これらに関連する調査、研究等を行い、学術の振興および文化の向上に寄与するための施設として様々な活動を行ってきた。

当館に所蔵されている資料の大半は1978年（昭和53）～98年（平成10）に行われた福井県史編さん事業において調査・撮影されたマイクロフィルムによる複製資料である。この事業では、ほとんどの調査は所蔵者宅あるいは寺院・公民館などの地元の施設で行われ、「資料の現地保存」が原則とされたため、資料が収集されることはなかった。

*福井県文書館主事

現在当館で利用できる資料群は970、古文書数は約193,600件である¹⁾。その一方、未整理の資料群は1,018もあり、これらは所蔵者に公開許諾を得ていないため、利用することはできない²⁾ (表1)。また、当館へ寄贈・寄託されている資料群は現在84で³⁾、ほとんどの資料が現在も県内外の資料所蔵者によって保管されている。

しかし、当館の開館から17年を経過し、資料をめぐる状況は大きく変化している。まず、開館前に確認した資料所蔵者の代替わりが進んでいることが明らかになってきている⁴⁾。次に、家の建て替えや蔵の取り壊しなどを機に資料の保存場所がなくなるなど、資料の保存環境が大きく悪化してきている。近年は全国各地で古民家や空き家の改装と活用がブームとなっており、福井県内でも同じような動きが見られる。しかし、改装の際に資料の価値を知らない人間によって資料が廃棄されてしまうことも起こりうるだろう⁵⁾。さらには、転居や転出などの理由で資料を処分したり売却したりすることも発生している⁶⁾。実際、他の都道府県では、資料の散逸が進んでいる状況が報告されている⁷⁾。

表1 地域別資料群数 (2020.4.1現在)

地域	利用できる資料群	利用できない資料群	合計	地域	利用できる資料群	利用できない資料群	合計
A 福井市	164	66	230	J 勝山市	56	72	128
B 吉田郡	35	9	44	K 足羽郡	12	24	36
C 坂井郡	93	42	135	L 大野郡	14	0	14
D 丹生郡	63	20	83	M 敦賀市	21	193	214
E 武生市	86	35	121	N 三方郡	30	68	98
F 鯖江市	35	33	68	O 小浜市	76	95	171
G 今立郡	33	26	59	P 遠敷郡	15	50	65
H 南条郡	28	35	63	Q 大飯郡	20	57	77
I 大野市	68	88	156	X 県外	121	112	233
				総合計	965	1,028	1,993

このような状況の中で、当館の利用者が今後も円滑に資料を利用していくためには、県内の市町教育委員会と協力し、資料所蔵者の把握と資料散逸防止のための措置が不可欠である。また、資料所在確認調査を行い、資料所蔵者を把握することは地域の文化財としての資料の現況を把握し、急速に進みつつある資料の散逸や消滅を防ぎ、文化財保護事業に資すると考えられる。

そこで、当館は2017年(平成29)度から地域資料保存事業を開始した。これは市町教育委員会と当館が共同して実施する事業で、資料所在確認調査等の活動を通じて、資料の現況を把握するものである。事業の実施により、資料の現況把握による資料散逸防止、当館と市町の資料保存に関する協力体制の強化を図ることも狙いである。

ここでは、当館が今年度実施した資料所在確認調査について述べる⁸⁾。

1. 資料所在確認調査の概要

(1) 調査方法

資料所在確認調査では県内外において福井県史編さん時に調査を行った、あるいは執筆に利用した資料の所蔵者（1,993）を対象に、5か年計画で所蔵資料についてのアンケートを実施し、アンケート回答用紙の回収により資料所在状況等の情報を収集する。この調査は、資料の所在状況を把握するためのものであるため、原則として目録と原本の照合は行わず、所蔵者には資料の目録などを送付しない。また、アンケートと一緒に資料の保存や管理について紹介するための資料を送付する。

アンケート回答用紙が回収できない場合や資料の現況について不明な点がある場合は、電話で連絡をとるなどして調査を継続する。収集した情報は文書館で集約するが、市町と文書館の双方で利用し、今後の資料保存に役立てることとする。

(2) 調査計画

今年度当初の調査計画は次のとおりである。

表2 資料所在確認調査 調査計画

年度	内容	調査対象地域と調査対象数	調査対象数合計
2017年度	資料所在確認調査（1）	敦賀市 214 美浜町・若狭町 145	359
2018年度	資料所在確認調査（2）	越前町 58 越前市・池田町 180 鯖江市 68 南越前町 63	369
2019年度	資料所在確認調査（3）	小浜市 171 おおい町・高浜町 95 県外 233	499
2020年度	資料所在確認調査（4）	あわら市・坂井市 135 大野市 170 勝山市 128	433
2021年度	資料所在確認調査（5）	福井市 289 永平寺町 44	333
			総計：1,993

19年度（令和元）は小浜市・おおい町・高浜町・県外の資料群499を対象に調査を行った。

福井県史編さん事業がいわゆる平成の大合併以前に行われており、現在と比べて市町村数が大幅に変化している。そのため、合併に伴う資料群の移動が発生しており、各年度の調査対象数は変動してきている。ただし、総計は変わらないため、各調査対象地域の実情に合わせて柔軟に対応してきた。

調査対象地域はおおむね互いに隣接する市町をセットとし、資料が散逸する恐れが高いと考えられる地域から優先的に調査を実施することとしている。

(3) 調査の流れ

今年度の調査の流れは次のとおりである。

表3 資料所在確認調査の流れ

7月～8月	各市町教育委員会と事前協議を実施
7月～8月	所蔵者の調査・アンケート作成・発送準備
8月～9月	調査開始（アンケート送付・回収）
10月～1月	資料管理状況の把握、各市町教育委員会と協議 資料の預かり、寄贈・寄託の手続き（必要であれば）
2月	資料情報の更新
3月	各市町教育委員会と情報を共有

今年度もアンケートの発送を8月とした。17年（平成29）度は10月に発送したが、18年（平成30）度から前倒ししている。これは、8月は夏休みの期間であり、特にお盆の時期には家族や親族が集まりやすいと考えられたからである。このようにすることで、所蔵者本人が資料について詳しくなかったとしても、他の家族や親族から資料についての情報を得やすい。実際、8月に前倒ししたことで所蔵者からの問い合わせが多くなり、一定の効果はあると考えている。

調査を開始するにあたり、7月～8月にあわら市・坂井市・大野市・勝山市で担当者と事前協議を行った。今年度はこれまでの調査と異なり、各市の資料保存機関や教育委員会の職員に対して当館から直接連絡を取り、調査への協力を依頼した。従来は、市町の教育委員会の文化財担当の窓口で連絡し、担当者を紹介していただいていた。しかし、調査が進んで職員同士のネットワークが形成されてきており、各地で調査への関心も高まってきている。当館と市町のつながりや結びつきも強くなってきており、情報交換の頻度も多くなっている。そのため、このように直接オファーすることができるようになった。もちろん、この後各自自治体で協議したり相談したりした上で担当者を正式に決定していただいている。

また、今年度は担当者から当館に調査への協力を申し出ていただいたケースもあった。これまでにないケースであり、資料保存や調査に対する関心の高さが伺える。このように、積極的に調査に協力していただけるのは、非常にありがたいことである。

事前協議を終えた後、市町の担当者に資料の所蔵者について現住所や連絡先等を調査していただいた。その結果、当館で調査しても判明しなかった所蔵者についての情報を得ることができた。市町の担当者だからこそ入手できる情報があり、地元の協力は必要だと分かる。ただし、市町の担当者が調査しても情報を得られなかった所蔵者もあり、これらは追跡して調査することは非常に困難であると考えられる。

今年度も引き続き、調査の問い合わせ先は当館で統一した。これにより、市町の担当者の負担を軽減することができた。

その後、当館でアンケートの作成や発送準備を進め、8月にアンケートを一斉に送付した。発送から締め切りの期間は昨年度よりも短めに設定した。これはアンケートの返信率をできるだけ高めようと試みたためである。

発送後、当館にアンケートが各地から次々と返送されてきた。返送されてきたものはすぐに中を確認し、回答結果を当館で集約していった。なお、締め切りが過ぎた後もアンケートは返送されてきており、中には資料を実際確認していたために返信が遅れたという所蔵者もみられた。

(4) アンケート作成

実際に送付したアンケートと添付文書を提示しておく(図1～4)。紙面の都合上、文字のサイズや空欄の大きさ、レイアウトなどは実際のものとは若干異なるが、内容は全く同じである。

昨年度と同様、個人向けのものとは資料保存機関や民間企業といった団体向けのものとは2種類に分けた。1団体につき1枚のアンケートで済むように、個人向けとは別のアンケートを作成することで、回答にかかる負担を減らすことができる。

今年度も所蔵者に向けて資料の保存や管理について紹介するための資料を送付した⁹⁾。内容は所蔵者にとって分かりやすく実行が容易なもので、A4サイズ1枚である。この資料とアンケート、添付文書を返信用の封筒と一緒に所蔵者へ送付した。

引き続き、アンケートはA4サイズ1枚、片面印刷とし、所蔵者が短時間で簡単に回答できるようにした。国文学研究資料館准教授西村慎太郎氏¹⁰⁾の助言を受け、質問項目は引き続き必要最低限のものとし、所蔵者にとって回答しやすいものとした。

質問項目は「回答者と所蔵者の名前・住所・連絡先」「資料が確認できるかどうか」「福井県史編さん後に誰かが資料を見に来たり調査したりしたか」「自由記述欄」の4つである。

1つ目の質問で所蔵者の情報を得ることができる。この情報を得ることで、資料の公開許諾を取ったり展示のために借用したりする際に連絡を取ることができる。何より資料の現在の所在を知るためには不可欠の情報である。

今年度も回答者と所蔵者の名前を記入してもらう形式に変更した。これまでの調査で回答者＝所蔵者ではないケースが見受けられたためである¹¹⁾。実際、別件で所蔵者に連絡したところ「資料について分からない」と回答されたことがあった。そこで、調査後に当館から問い合わせがしやすいように、このような形式に変更した。

2つ目の質問が今回の調査において一番重要で、この質問によって資料が散逸していないかどうかを判断できる。この質問文では具体性がないため、福井県史編さん事業で調査した資料が本当に残っているかどうかは調査できないが、この調査では所在を確認することが第一であり、原則として目録と照合を行わないためこのような問い方とした¹²⁾。「いいえ」については理由を書くための空欄を設け、どのような理由で資料が散逸したかを調査することとした。

3つ目の質問を入れたのは、もし資料を誰かが見に来たり調査したりしていれば、論文や報告書などに資料についての情報が掲載されていると考えられるからである。ただし、資料保存機関の場合は資料の整理や公開を進め、原本閲覧や調査・研究、資料の展示や借用が多く行われているため、この質問を省いても影響はあまりないと考えた。

最後に、自由記述欄を設けることとした。たとえば、所蔵者から資料の寄贈・寄託の要望があれば、ここにその旨を記述することができる。

〇〇〇 ××文書 所蔵者様

令和2年 月 日
福井県文書館

資料所在調査アンケート

このアンケートは、福井県史を編さんする際に資料を調査させていただいた所蔵者様を対象に、福井県文書館が文化財保護を目的とする資料所在確認のために各市町教育委員会と合同で行うものです。回答で得られた情報は文化財保護の目的以外には使用しません。

以下の質問にお答えください。該当の番号に○をつけ、必要に応じて（ ）内に書き込んでください。回答は答えられる範囲でかまいません。

1 基本事項についてお尋ねします。現在、古文書等の資料を所蔵されている方について、以下の欄に御記入ください。

回答者（フリガナ）	（ ）
所蔵者（フリガナ）	（ ）
住所	〒 —
電話番号	自宅（ ） — 携帯（ ） —
メールアドレス	@

2 そちらに伝えられてきた古文書等の資料は現在も残っていますか？

(1) はい

(2) いいえ 理由（ ）

(3) わからない 理由（ ）

3 福井県史の編さん以後、所蔵されている古文書等の資料を外部の方が見に来たり調査に来たりしたことがありますか？ある場合、分かる範囲で具体的に教えてください。

(1) はい 具体的に（ ）

(2) いいえ

(3) わからない

4 古文書等の資料について、質問したいことや相談したいことなどがありましたら自由に御記入ください。特になければ、空欄でもかまいません。

御協力ありがとうございました。お手数ですが、 月 日 までに同封の返信用封筒にアンケート用紙を同封して御返送ください。

図1 資料所在調査アンケート（個人向け）

文 書 館 第 号
令 和 2 年 月 日

資料所蔵者各位

福井県文書館長
(公印省略)

資料所在アンケートについて (お願い)

貴下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から福井県が行う資料調査事業に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、そちらに伝えられております下記の資料については、過去に福井県が行った「福井県史編さん事業」により、19●●年(昭和▲▲)■月■日に調査および撮影させていただいており、大切に保管していただいていることと存じます。また、調査・撮影された資料以外にも未調査の資料が存在することが確認されています。

そこで、この度、県史編さん事業により調査を行った資料等について、県内各市町教育委員会と協働して、改めて所在状況を調査することとしました。

つきましては、誠にお手数ですが、別紙のアンケートに御記入の上、添付の返信用封筒にて文書館まで返信していただきますようお願いいたします。

なお、今回のアンケートに御回答いただいた内容に関しましては、個人情報の保護など御迷惑をおかけしないよう十分な配慮をいたしますので、よろしくお願い致します。

記

1. 資料の概要 ××文書 △点
 ※△点は調査・撮影した資料の数です。
2. 資料の例 「□□□」
3. アンケート締め切り 令和2年 月 日
4. 回収方法 添付の返信用封筒に入れて御返信ください。

このアンケートについて不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

福井県文書館
〒918-8113 福井県福井市下馬町 51-11
TEL : 0776-33-8890 fax : 0776-33-8891
mail : bunshokan@pref.fukui.lg.jp
<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp>

以上

図2 送付文書 (個人向け)

〇〇〇〇〇 御中

令和2年 月 日

福井県文書館

資料所在調査アンケート

このアンケートは、福井県史を編さんする際に資料を調査させていただいた所蔵者様を対象に、福井県文書館が福井県内市町教育委員会と合同で文化財保護を目的とする資料所在確認のために行うものです。回答で得られた情報は文化財保護の目的以外には使用しません。

以下の質問にお答えください。該当の番号に○をつけ、必要に応じて（ ）内に書き込んでください。回答は答えられる範囲でかまいません。

1 基本事項についてお尋ねします。資料の管理者について、以下の欄にご記入ください。

名称（フリガナ）	()
住所	〒 —
電話番号・FAX	電話 () — FAX () —
メールアドレス	@

2 別紙記載の資料群は、現在もそちらで保管されていますか？

- (1) はい
- (2) いいえ 理由 ()
- (3) わからない 理由 ()

3 別紙記載の資料群について、連絡事項などがあればご記入ください。

ご協力ありがとうございました。お手数ですが、 月 日までに同封の返信用封筒にアンケート用紙を同封してご返送ください。

図3 資料所在調査アンケート（団体向け）

文 書 館 第 号
令 和 2 年 月 日

資料保存機関 各位

福井県文書館長
(公印省略)

資料所在アンケートについて (お願い)

貴下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から福井県が行う資料調査事業に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、そちらに保管されておられる資料の一部は、過去に福井県が行った「福井県史編さん事業」により、撮影させていただいており、大切に保管していただいていることと存じます。また、調査・撮影させていただいた資料以外にも未調査の資料が存在することが確認されています。

そこで、この度、県史編さん事業により調査を行った資料等について、県内各市町教育委員会と協働して、改めて所在状況を調査することとしました。

つきましては、誠にお手数ですが、別紙のアンケートに御記入の上、添付の返信用封筒にて文書館まで返信していただきますようお願いいたします。

なお、今回のアンケートに御回答いただいた内容に関しましては、個人情報の保護など御迷惑をおかけしないよう十分な配慮をいたしますので、よろしく申し上げます。

記

1. 資料の概要 別紙及び目録の通り
2. アンケート締め切り 令和2年 月 日
3. 回収方法 添付の返信用封筒に入れてご返信ください。
4. その他 原本と目録との照合は不要です。

福井県文書館

〒918-8113 福井県福井市下馬町 51-11

TEL : 0776-33-8890 fax : 0776-33-8891

mail : bunshokan@pref.fukui.lg.jp

<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp>

以上

図4 送付文書 (団体向け)

2. 2020年度の資料所在確認調査の結果について

ここからは今年度の調査の結果について報告する。なお、この研究ノートを執筆している時期の都合上、締め切りから約4か月を経過した20年（令和2）12月25日時点での結果であることに留意していただきたい。また、回収されたアンケートの中には全ての質問に回答していないものもあった。加えて、アンケートは個人向けと団体向けに分け、質問内容も一部異なる。そのため、返信数と回答数は一致していない点にご注意いただきたい。

返信がなかった所蔵者については、当初の予定通り電話による調査を進め、できる限り所蔵者と連絡を取ることに努めた。また、今年度は市町の担当者が普段から付き合いのある所蔵者に対して連絡を取り、アンケートの回収をより多く進めることができたケースもあった。市町の担当者の方が所蔵者と物理的にも心理的にも距離が近いと、当館から連絡するよりも効果があると感じた。

（1）坂井郡の資料の状況

坂井郡は福井県史編さん事業当時、芦原町、金津町、坂井町、春江町、丸岡町、三国町で構成されていた。2004年（平成16）に芦原町と金津町が合併してあわら市に、06年（平成18）に坂井町と春江町、丸岡町と三国町が合併して坂井市となった。そのため、坂井郡の資料はあわら市と坂井市に分かれている¹³⁾。

そこで、坂井郡で調査を行うにあたり、あわら市郷土歴史資料館とみくに龍翔館（坂井市）、坂井市教育委員会文化課に協力を仰いだ。

あわら市郷土歴史資料館では、あわら市内の古文書等の資料に関する業務を行っている。また、市内の資料について詳しい職員がおり、資料の所在や現状、所蔵者の近況等について我々が知らない情報を多く得ることができた。

同館の古文書等の資料を収蔵するスペースは約8割埋まっており、元々のスペースもあまり大きくないという。しかし、資料の受け入れについては積極的であった。また、すでに同館に預けられている資料群があることも分かった。

なお、あわら市では文化財保存活用地域計画の策定を進める予定で、この調査の成果を活用したいということであった。

みくに龍翔館は坂井市内の古文書等の資料に関する業務を行っている。また、市内の資料について詳しい職員がおり、様々な情報を入手することができた。すでに同館に預けられている資料群が多数あることも分かった一方、所蔵者に返却されている資料群もあった。

また、坂井市教育委員会文化課では文化財保存活用地域計画の策定を進めている。市内で独自に調査も行っており、文化課の職員からも様々な情報を得ることができた。特に、県外在住の所蔵者についての情報を得られたのは非常に大きかった。

現在、龍翔館はリニューアルのための改修工事が行われており、長期休館中である。リニューアルオープンは2023年（令和5）の春の予定である。担当者によれば、収蔵スペースはすでに埋まってきており、リニューアル後も収蔵スペースの大きさは変化しないとのことである。リニューアルにあたり収蔵スペースの拡充も検討したそうだが、実現できなかったという。そのため、積極的な資料の受

け入れは難しいとのことであった。

(2) 大野市の資料の状況

大野市で調査を行うにあたり、大野市教育委員会文化財課に協力を仰いだ¹⁴⁾。

文化財課には近年まで刊行が続けられていた『大野市史』の担当者がおり、市内の資料について非常に詳しい。資料の所在や現状についてはもちろん、県外に転出した所蔵者についての情報も得ることができた。自治体史の編さん事業によって得られた貴重な情報である。

すでに文化財課や大野市歴史博物館に預けられている資料群もいくつかあった。文化財課と博物館のそれぞれが収蔵スペースを持っているため、このように預け先が二つになっている。

資料の受け入れについては積極的で、寄贈・寄託の要望があれば文化財課でぜひ受け入れたいとのことであった。

なお、文化財課では複製資料を独自に作成し、公開する予定だという。また、大野市でも文化財保存活用地域計画の策定が進められている。

(3) 勝山市の資料の状況

勝山市で調査を行うにあたり、勝山市教育委員会史蹟・文化課に協力を仰いだ¹⁵⁾。

史蹟・文化課には『勝山市史』の担当者がおり、市内の資料について非常に詳しい。さらに、市内の資料について独自に調査を行っている。現地調査に加え、資料を借用して調査を進めている。目録の作成や撮影も行っており、その過程で新しい資料も多く確認されている。中には、『福井県史』や『勝山市史』といった自治体史にはない資料群もあった。その一方、一部の資料の散逸も判明している。さらに、文化課の職員であっても調査を拒否される事例もあるという。

収蔵スペースについては限られており、財団法人多田清文化教育記念財団が運営する勝山城博物館で預かってもらっている資料もあるという。しかし、資料の受け入れには積極的で、寄贈・寄託の要望があれば受け入れたいとのことであった。

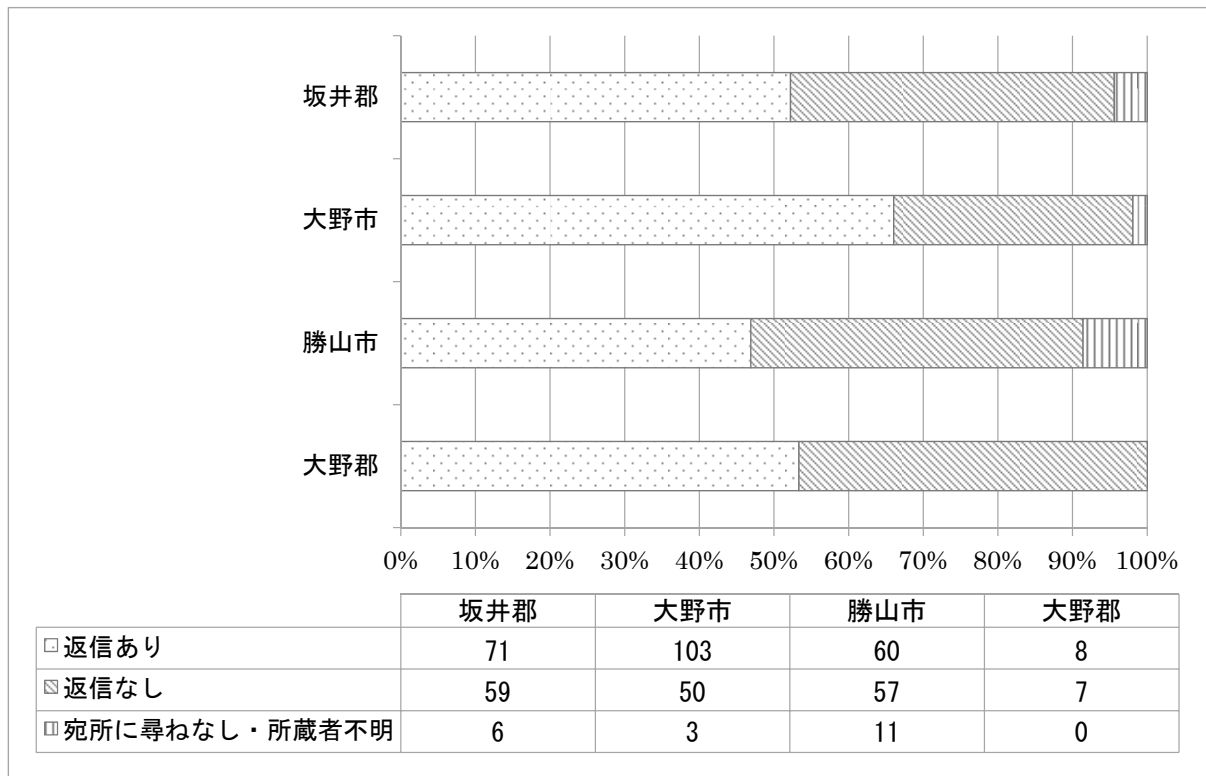
なお、勝山市でも文化財保存活用地域計画の策定を進めているところである。

(4) 大野郡の資料の状況

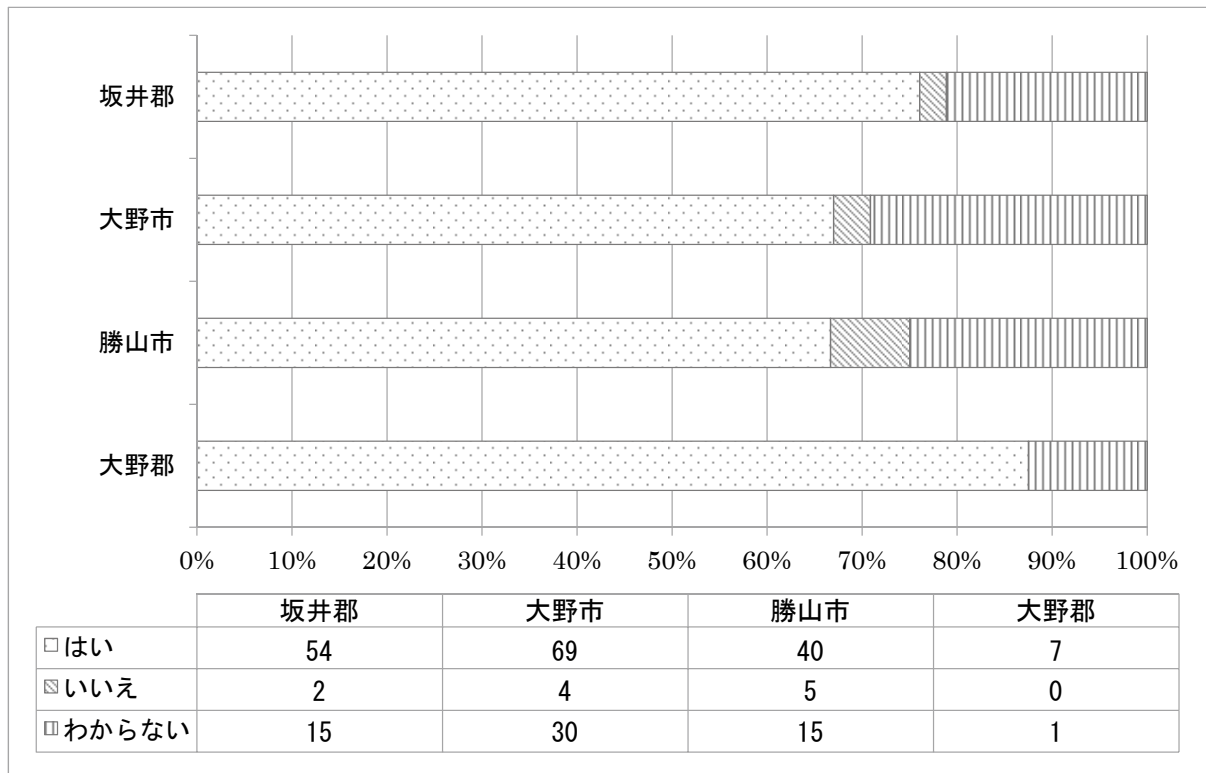
大野郡は福井県史編さん事業当時、和泉村で構成されていたが、和泉村は2005年（平成17）に大野市と合併した。そのため、大野郡の資料は大野市に存在している¹⁶⁾。

そこで、大野郡で調査を行うにあたり、大野市教育委員会文化財課に協力を仰いだ。合併を経ているものの、大野郡の資料群についても多くの情報を得ることができた。

図表1 返信状況



図表2 質問2の回答



図表3 質問3の回答

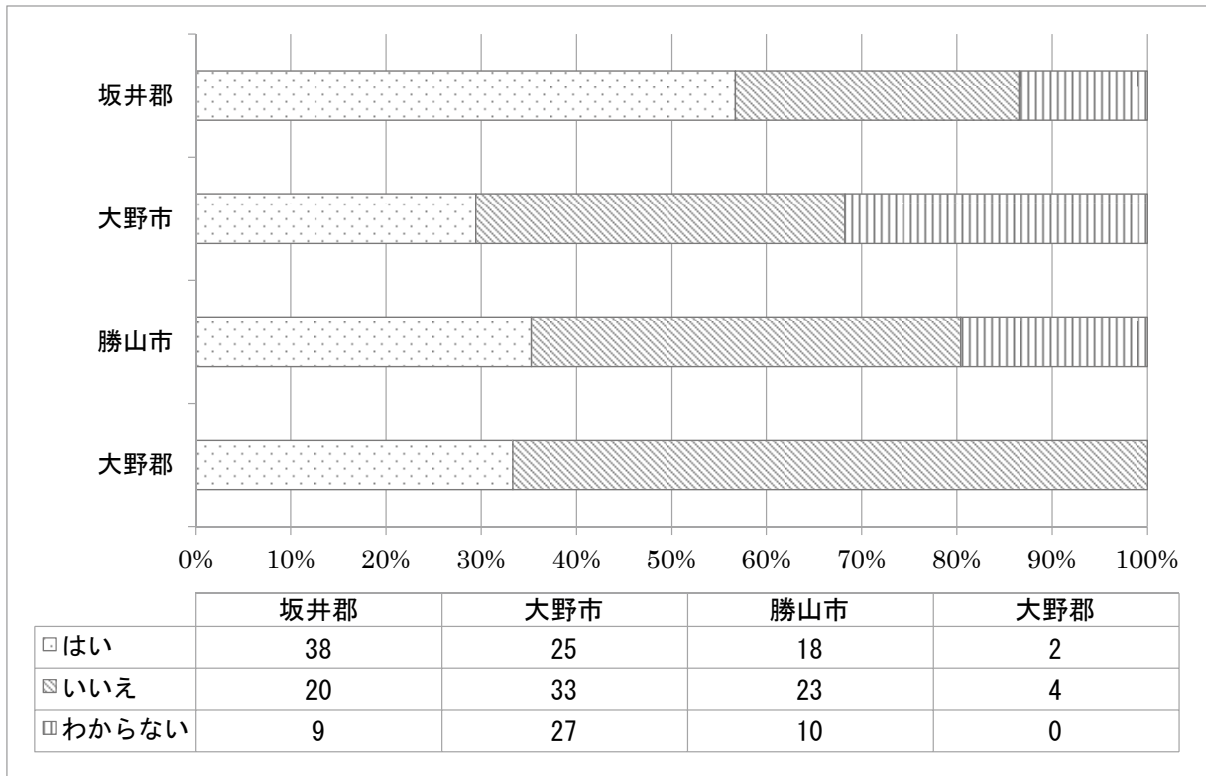


表4 資料を見に来たり調査したりした人物や団体（質問3より）

坂井郡	・あわら市郷土歴史資料館 ・大谷大学 ・大野市教育委員会 ・京都中央郵便局 ・地元の郷土史研究家 ・東京大学史料編纂所 ・福井県教育庁生涯学習・文化財課 ・福井県文書館 ・福井中央郵便局 ・本願寺総合研究所 ・歴史を研究している高校生
大野市	・NHK ・大野市教育委員会 ・加能史料編纂委員会 ・東京大学 ・富山県 ・福井大学
勝山市	・勝山市教育委員会 ・敦賀市立博物館 ・名古屋市立大学 ・福井大学 ・北國新聞
大野郡	・和泉村教育委員会 ・大野市教育委員会

表5 自由記述欄の主な回答（質問4より）

<ul style="list-style-type: none"> ・代替わりした（回答複数） ・資料の散逸の懸念があるため、地元か福井県へ引き渡したい（回答複数） ・資料の内容が分からないため、目録や資料の画像を送ってほしい（回答複数） ・資料の管理にはお金がかかるので、補助金が欲しい ・家の歴史について、何か新しいことが分かったならば教えてほしい ・資料の整理をしたい
--

(6) 資料の散逸要因

今年度の調査でも資料の散逸が発生している。散逸してしまった理由はアンケートの回答によると、次の通りである。

表6 資料が散逸した理由

資料が散逸した理由（質問2より）
<ul style="list-style-type: none"> ・(福井県あるいは地元) 資料を預かってもらっている（回答複数） ・貸した資料が戻ってきていない ・資料を処分してしまった

「資料を処分してしまった」という回答については、資料は散逸してしまったものと判断できるだろう。詳しく見てみると、「貴重なものだとは知らなかった」「家を取り壊した」「資料を燃やした」と記述されていた。

今年度も「資料を預かってもらっている」という回答がいくつかあった。実際に預けられていることを確認できた資料もあったが、中には当館や市町の教育委員会、その他の県の施設等でも確認できなかった資料もあった。所蔵者によっては年月が経過して資料の所在があやふやになってしまい、「資料はどこかに預けている（寄託している）」と思い込んでしまっていると考えられる。

同様に「貸した資料が戻ってきていない」という回答もいくつかあった。これについては、当館に残された福井県史編さん事業の業務日誌や資料の貸借に関する書類を追ってみた。すると、資料を返却していることが確認できた。しかし、当館に記録が残っているとはいえ、長い年月が経過し、所蔵者が資料を返してもらったことを忘れていることもあるだろう。また、借用の際に所蔵者に渡した書類もすでに所在不明になっていると予想される。

3. 今後の展望と課題

(1) 新型コロナウイルスの影響

今年度は新型コロナウイルスの流行もあり、調査もその影響を受けた。県内各地の施設の臨時休館はもちろん、県内外への出張の中止、勤務体制の変化もあり、調査の開始をこれまでよりも遅らせた。

市町の担当者との協議はこれまでは対面で行っていたが、今年度はWeb会議で行うことを検討した。しかし、Web会議に対応できる環境が整備されていないところがほとんどであったため、実現はできなかった。

また、社会全体に長距離の移動はもちろん、お盆休みに帰省を避けるような雰囲気もあった。そのため、お盆の時期に家族や親族が集まりにくくなることが当初予想された。しかし、返信状況を見るに、例年と大きな変化は見られなかった。

資料の現況を確認するための現地調査は、現地に長時間滞在することになるため、積極的に実施するのが困難であった。資料の受け入れのために現地を訪問することが数回あったが、少人数で訪問する、短時間で作業が終わるようにするなどして対応した。

今後は地震や台風といった自然災害のみならず、このような感染症の流行などの新たな脅威に対応

しなければならないだろう。

(2) 文書館内の体制

これまでは、所蔵者から電話で問い合わせがあった場合、担当職員のみで全て対応していた。そのため、担当職員が不在だとすぐに対応できず、担当職員が後日改めて連絡して対応していた¹⁷⁾。

そこで、今年度は担当職員が不在の時でも問い合わせに対応できないかと考えた。

これまでの調査での問い合わせは全て記録しており、その記録からどのような質問が多いかを分析した。そこから、Q&A集を作成して他の職員に配布し、担当者が不在の時の対応を依頼した。このQ&A集は市町の担当者にも提供し、問い合わせがあった場合の参考に活用してもらうこととした。

結果、担当者が不在の時でも他の職員で対応することができ、特に問題は起こらなかった。そこで、来年度以降もこの方法を取り入れることとする。

(3) 原本と目録の照合

今年度、市町の担当者から指摘を受けたのは「資料群が残っていても、資料が残っていない」ということであった。資料を預かったり資料を展示で借用したりする際、資料群を構成する資料の一部が所在不明というケースがあるという。

このようなケースを踏まえると、少なくとも原本と目録の照合を進め、どれほどの資料が残っているかを確認すべきである。さらに、未調査の資料についても存在を確認し、保存や管理の支援を行いたい¹⁸⁾。

現在の調査方法では全所蔵者に対して目録を送付しておらず、原本との照合も依頼していない。原本と目録の照合は所蔵者にとって負担が大きく、確実性に欠けると考えている。さらに、アンケートの返信率の低下も予想される¹⁹⁾。資料の扱いに慣れていない所蔵者が資料を乱暴に扱ってしまい、資料を痛めてしまう恐れもあるだろう。

今年度は昨年度から行っている現地調査に加えて、文書館から市町の担当者に目録や複製本のコピーあるいはデジタル画像を提供し、主に市町で保管されている資料群を対象に原本と目録の照合を進めた²⁰⁾。このように、当館の職員が現地を訪問して調査するやり方以外に、市町の職員による調査に対して、当館が目録や複製本のコピーを提供して支援することができた。これも県と市町の協働による調査であるといえよう。

今後も当館から市町に対して原本と目録との照合を依頼し、目録や複製本のコピーあるいはデジタル画像を提供し、積極的に調査・研究を支援していきたい。

(4) 今後の取り組み

さて、これまでの調査の状況や結果を踏まえ、当館では次のような取り組みに力を入れている。

表7 資料の散逸を防ぐ具体的な取り組み

市町やその他の県の施設、大学や研究機関との協力体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・文書館から目録や複製資料を提供し、重要度の高い資料群の調査を行う ・収蔵庫の建設や複製資料の作成等について文書館が支援・助言を行う ・資料保存研修会の実施²¹⁾
「資料は大事なものである」という認識を所蔵者に持っていただく	<ul style="list-style-type: none"> ・資料所在確認調査で確認できた所蔵者に対して『文書館だより』を毎年送付する²²⁾ ・資料に関する相談会や研修会の実施 ・所蔵者による資料の保存・管理について文書館が支援する
寄贈・寄託の要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の高い資料群は所蔵者の意向を踏まえて市町か文書館で受け入れる²³⁾ ・緊急性の低い資料群は市町と文書館で経過を観察する ・書庫のスペースを確保するために、文書館の書庫内にある未整理の資料群の整理を進める²⁴⁾
資料の調査・読解能力を持ち、地域資料を利用につなげる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・文書館でのくずし字講座の継続的实施²⁵⁾ ・大学や研究機関との共同調査・研究、専門業者委託による調査・研究の実施 ・中高での総合的な学習の時間で指導可能な人材を育成する研修の実施

来年度は調査の5年目となる。いよいよ5か年計画の最終年であり、調査の集大成となるだろう。そこで、来年度は調査を行うことはもちろん、この調査の次の段階として、調査終了後にどのような取り組みを具体的に行うのか、その具体案を作成していく予定である。

注

- 1) 2020年（令和2）12月1日現在。
- 2) 2020年（令和2）12月1日現在。
- 3) 2020年（令和2）12月1日現在。
- 4) たとえば、当館では公開依頼があった資料群について、公開許諾を所蔵者に依頼し、許諾が取れたものを順次公開している。その際、所蔵者に連絡を取るものの、そこで所蔵者の代替わりが判明することがある。また、所蔵者には許諾に関する書類と一緒に資料群の目録を送付するものの、実際に資料を見て目録と照合するよう依頼していない。そのため、たとえ公開されている資料群であっても、資料が散逸していないかどうかは明らかではない。
- 5) 「福井の熊川宿にシェアオフィス 古民家改修、若者と交流期待」（『産経新聞』 2018.4.8 朝刊）では、東京の会社によって福井県若狭町の「菱屋」という古民家が改修されたことが報道されている。この古民家は元々勢馬清兵衛家の持ち物で、この家にはP0004 勢馬清兵衛家文書（未許諾）が伝わっていた。記事によれば、この改修には若狭町も協力しているということだが、過去の調査に協力した若狭町の担当者は勢馬家が大阪方面に転居したことしか知らず、所蔵者の名前や連絡先も知らなかった。そのため、現在まで調査することができておらず、資料の所在も不明のままである。
- 6) すでにインターネット上のオークションで福井県の資料が売買されていることが確認されている。このことについては「福井県内の古文書がネットで散逸 バラバラにされオークションに」（『福井新聞』 2018.1.8 朝刊）で報道されている。
- 7) 他の都道府県の事例としては、山本幸俊「地域史料の保存と文書館—新潟県立文書館、史料所在確認調査の試み—」（『新潟県立文書館研究紀要』創刊号、1994年、新潟県立文書館）、龍野直樹「地域資料保存事業への思考と試行」（『和歌山県立文書館紀要』第6号、2001年、和歌山県立文書館）、『三重県資料現況確認調査報告書』

- (2007年、三重県生活局)、などを参照されたい。
- 8) これまでの調査結果については、三好康太「文書館による資料所在確認調査について—2019年度の調査結果—」(『福井県文書館研究紀要』第17号、2020年、福井県文書館)、同「文書館による資料所在確認調査について—2018年度の調査結果—」(『福井県文書館研究紀要』第16号、2019年、福井県文書館)、同「文書館による資料所在確認調査について—2017年度の調査結果—」(『福井県文書館研究紀要』第15号、2018年、福井県文書館)を参照されたい。
 - 9) 前掲注7「地域史料の保存と文書館—新潟県立文書館、史料所在確認調査の試み—」によれば、調査にあたって所蔵者に対して「古文書の保存と管理について」という資料を配布し、所蔵者に喜ばれたことが報告されている。
 - 10) 西村慎太郎氏はNPO法人歴史資料継承機構の代表理事も務めており、主要な論文に「民間所在資料散逸の要因」(『名古屋大学大学文書資料室紀要』21号、2013年、名古屋大学大学文書資料室)などがある。また、過去の資料保存研修会については「歴史資料守れ 学芸員ら研修 福井、他県事例学ぶ」(『福井新聞』2017.12.8朝刊)で報道されている。
 - 11) たとえば、所蔵者の家族が代理で回答しているケースがある。これは所蔵者の高齢化が進み、文字を書いたり話したりすることが困難になっているためと考えられる。
 - 12) 仮に所蔵者へ目録を送付したとしても、原本との照合は難しく、複製資料がなければ確実性に欠ける。実際、当館でも原本と目録の照合を行うことがあるが、職員といえども複製資料がなければ確実な同定が難しいのが現状である。その一方、ある所蔵者からの依頼で目録と複製資料のコピーを送付したところ、「全ての資料について、原本と目録の照合ができた」という連絡を受けた。このことから、目録だけではなく複製資料のコピーも用意すれば、所蔵者の力でも照合を行うことができると考えられる。
 - 13) あわら市の資料については『芦原町史』(芦原町史編纂委員会 1973年 芦原町教育委員会)や『金津町誌』(金津町史編纂委員会 1958年 金津町教育委員会事務局)などを、坂井市の資料については『三国町史』(三国町史編纂委員会 1964年 三国町役場)や『新修坂井町誌 資料編』(坂井町誌編さん委員会 2005年 坂井市)、『春江町史』(斎藤与次兵衛 1969年 春江町役場)や『増補改訂 丸岡町史』(丸岡町史編集委員会 1989年 丸岡町)などを参照されたい。
 - 14) 大野市の資料については『大野市史 諸家文書編一』(大野市史編さん委員会 1978年 大野市役所)などを参照されたい。
 - 15) 勝山市の資料については『勝山市史 資料編 第1巻 藩庁・町方』(勝山市史編さん委員会 1977年 勝山市)などを参照されたい。
 - 16) 大野郡の資料については『和泉村史』(1977年 和泉村役場)などを参照されたい。
 - 17) 所蔵者に後日連絡する場合、当館から電話をかけることが多い。しかし、日中は不在のことが多く、連絡をとりにくいのが現状である。また、昨今は所蔵者に対して警戒心を持たれやすく、電話で話をするのも困難になりつつある。
 - 18) 調査した資料の数よりも未調査の資料の数の方が多いこともある。
 - 19) これまでの調査でも、所蔵者の求めに応じて目録や複製本のコピーを送付してきた。しかし、その後何らかの進展があった事例はごくわずかである。
 - 20) この他、所蔵者の依頼で市町の担当者が現地を赴き、原本と目録との照合を行った事例もある。
 - 21) 今年度の資料保存研修会はオンラインでの参加も受け付けた。これは当館では初めての試みである。今年度の研修会については「災害時の史料保全 先進事例から学ぶ 福井、博物館職員ら30人」(『福井新聞』2020.10.15朝刊)と「災害から歴史資料を守る 県文書館 先進事例など学ぶ」(『日刊県民福井』2020.10.15朝刊)で報道された。
 - 22) 当館が毎年発行している『文書館だより』は従来からの送付先に加え、この調査で返信のあった所蔵者にも送付するようにしている。これにより、『文書館だより』を受け取った所蔵者から連絡を受けることが多くなった。
 - 23) 緊急性の高い資料群は当館や市町で受け入れを開始している。これらは寄贈・寄託を前提に受け入れており、当館や市町で資料の整理や調査等を進める。

- 24) 当館では、毎週水曜日を資料整理日として設定し、職員が未整理の資料群の整理を進めている。また、毎月第2・第3・第4水曜日は資料整理ボランティアと協働して資料整理を行っている。なお、当館のボランティア活動については、『文書館だより 27号』（2019年 福井県文書館）を参照されたい。
- 25) 今年度のくずし字講座は参加人数の制限や時間の短縮など、これまでの講座から大きく変更して実施した。